

大阪地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 執行停止の申立て事件

（本案 令和●●年（○○）第●●号 公売処分取消請求事件）

国側当事者・国（大阪国税局長）

令和元年10月10日却下・確定

## 決 定

申立人（本案事件原告）	X
相手方（本案事件被告）	国
同代表者法務大臣	河井 克行
処分行政庁	大阪国税局長 榎本 直樹
指定代理人	石間 大輔
同	油野 将人
同	東 正幸
同	田中 久恵
同	堀 眞一郎
同	森本 秀章

## 主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

## 理 由

### 第1 申立ての趣旨

大阪国税局長が令和元年8月●日付けで別紙1物件目録記載の土地についてした公売公告処分の効力は、本案事件の判決が確定するまで停止する。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の要旨

本件は、申立人が、大阪国税局長から、滞納処分として別紙1物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）について公売公告処分を受けたことから、同処分は違法であるとしてその取消しを求める訴え（本案事件）を提起した上で、本件処分の効力の停止を求める事案である。

#### 2 前提事実（一件記録により一応認められる事実）

##### （1）本件土地の所有関係等

ア 申立人は、平成3年6月●日、相続により本件土地を取得し、同年12月26日に所有権移転登記を経た（疎乙1）。

イ A及びBは、本件土地について、平成13年9月17日、平成4年1月22日遺留分減殺を原因として、それぞれ持分を2億4716万2500分の2027万8532と

する所有権一部移転登記を経た（疎乙1）。

ウ 本件土地について、Cは、平成17年5月27日、同日贈与を原因として、D及びEは、同年6月29日、同日贈与を原因として、それぞれ持分を2億4716万2500分の741万4875とする申立人持分一部移転登記を経た。また、Fは、平成24年6月8日、平成19年10月29日相続を原因として、E持分全部移転登記を経た。（疎乙1）

エ 申立人は、本件土地上にある共同住宅の所有者に対する賃料支払請求権を有しているが、平成16年以降、滞納処分として申立人の持分に係る上記請求権の差押えを受けている（疎乙4～6）。

## （2）滞納処分の経緯

ア 枚方税務署長は、平成7年6月27日、滞納処分として本件土地を差し押さえ、同月28日、差押登記を経た（疎乙1、3）。

イ 枚方税務署長から徴収の引継ぎを受けた大阪国税局長は、令和元年8月●日、本件土地について、公売の日時を同年9月●日から同月●日まで、売却決定の日時及び買受代金の納付期限を同年10月●日とする、公売公告（本件処分）をした（疎乙7）。

ウ 申立人は、令和元年9月10日、本件処分について審査請求をした（疎乙9）。

（3）申立人は、令和元年9月17日、本件処分の取消しを求める訴え（本案事件）を提起した上で、本件処分の効力の停止を求めて本件申立てをした（顕著な事実）。

## 3 当事者の主張

申立人の主張は別紙2記載のとおりであり、相手方の意見は別紙3記載のとおりである。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 申立ての利益について

国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てがされた場合には、国税の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない（国税通則法105条1項ただし書）。

一件記録によると、申立人が令和元年9月10日に本件処分について審査請求をしたため、同年10月●日に予定されていた売却決定は行われておらず、また、今後、上記審査請求についての裁決があるまでの間に売却決定やその後の公売手続が行われるおそれがあるという事情はうかがわれない。本件土地についての公売手続は、上記規定に基づいて現に停止しているのであるから、申立人が行政事件訴訟法25条2項に基づいて本件処分の効力の停止を申し立てる利益は認められないというべきである。

したがって、本件申立ては、申立ての利益を欠くものとして不適法である。

### 2 重大な損害（行政事件訴訟法25条2項）について

申立人は、本件土地の公売により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると主張するが、そもそもどのような損害が生ずると主張するものか明らかではない。

本件土地の換価により申立人に生ずる損害としては、本件土地の所有権（共有持分権）や賃料収入を失うなどの財産的損害が考え得るが、基本的には事後的な金銭賠償による回復が可能であり、また、本件土地の換価により、申立人の生活が著しく困窮するなどの事態が生じるといふ事情もうかがわれない。

したがって、本件処分の効力が存続することにより、申立人に重大な損害が生ずるとは認められない。

3 よって、本件申立ては不適法かつ理由がないから、主文のとおり決定する。

令和元年10月9日

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 松永 栄治

裁判官 森田 亮

裁判官 大塚 穂波

物件目録

所在 枚方市  
地番 ●●  
地目 宅地  
地積 705平方メートル

以上

本件公売処分の執行停止決定の申立書

令和元年9月17日

大阪地方裁判所 第 民事部 係 御中

申立人（本案原告） X ㊞  
●●●●

相手方（本案被告） 国  
上記代表者法務大臣 河井 克行  
処分行政庁 大阪国税局長  
榎本 直樹

貼用印紙額 金2,000円

第1 申立の趣旨

1 国税徴収法に基づいて大阪国税局長が申立人所有の差押財産（本件土地）の公売処分は、本案の裁判の効力が生じるまで、処分の効力を停止する。

## 申立の趣旨につき

申立の趣旨記載の処分の効力の停止は、処分の一切の効力を停止するものではなく、停止後に処分の有効を前提に、当事者及び関係人が行動することを不可能にする効果をもつものである。先行処分の効力の停止があれば、後続処分の効力も停止される。ただ、後続処分の効力が停止されたからといって、すでにその効力を前提に形成された現状は否定されない。効力の停止は、処分の有効を前提として、さらに法律関係が形成され現状が変更されることを不可能にするだけである。

## 第2 申立の理由

(1) 公売処分とは、国税徴収法に基づいて租税行政庁が差押財産を売却する処分言う。

本件公売処分とは、公売公告第●号、売却区分●●、別紙公売に係る国税等の額に記載の相続税を滞納（原告が滞納したと思われる）したことから平成7年6月27日枚方税務署が差押をした差押財産「所在枚方市・地番●●番・地目宅地・地積705.00㎡」（本件土地）を公売の日時令和元年9月●日から同年9月●日・売却決定の日時及び買受代金の納付期限「令和元年10月●日」等の期日に公売保証金1,700,000円、見積価額16,310,000円として大阪国税局長榎本直樹が行う公売処分（以下「本件公売処分」という。）に対する取り消し訴訟が本案の訴訟である

(2) 重大な損害を避けるため緊急の必要があることの理由

仮に、申立人が本件本案訴訟に勝訴したと仮定しても、当該勝訴判決が実行性を持たない場合には、執行停止の必要性を認めるべきである。

つまり、本案訴訟の訴状の(4)相続税財産評価に関する基本通達と租税法主義につき、相続税財産評価に関する基本通達は行政内部では拘束力を有するため、仮に租税行政庁の担当者がある通達の内容が不当違法だと考えても当該通達に拘束される。したがって、通達自体の是非を問う争点については、租税行政庁との折衝（再調査の請求等）で解決点が見出される余地はない。

従って、再調査の請求等の段階で、納税者又は滞納者が通達自体の不当や違法を主張しても、それを租税行政庁側が受け入れることはないので、意味がないといわざるを得ない。

租税を滞納した場合に差押処分、公売処分がなされる。その租税の滞納の有無が当該通達に記載の倍率の適正の有無である。当該倍通達の倍率が算出不可能である。したがって、本件土地の滞納処分としての差押処分及び本件公売処分の当否も不明となる。

よって、重大な損害を避けるため緊急の必要があると判断し、当該基本通達の当否の判断を求めるため本案の訴と執行停止決定を申立てた次第である。

## 通達の関連法律

- ① 日本国憲法第84条（課税）
- ② 国家行政組織法第14条2項
- ③ 相続税法第22条（評価の原則）
- ④ 国家公務員法第98条（法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止）
- ⑤ 国家公務員法第82条（懲戒の場合）
- ⑥ 国税通則法第99条（国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決）

(3) 本件公売処分には不利益処分の「理由」の提示がない。（国税通則法74条の14・行政手続法第14条）

本案の訴状の「(3) 本件公売処分には不利益処分の「理由」の提示がない。」に記載のとおり不利益処分の「理由」を記載することなしに本件公売処分をするとは重大な損害を避けるため緊急の必要があると判断し執行停止決定を申立てた次第である。

当該不利益処分の理由の提示がない旨は訴状に記載のとおりであるが、その要約は

- ①当該公売通知書に被告は原告が本件土地の持分権者であることを熟知しながら、なぜ本件公売処分において原告を本件土地の所有者と認定した理由。
- ②平成3年度の当該基本通達記載の倍率の算出期間がない。しかしながら、当該倍率は存在する。したがって、その算出過程の合理的な理由の提示がない。

よって、租税を滞納した場合差押処分、公売処分がなされる。本件の場合相続税申告書記載の各相続税額の滞納の有無が不明であることは明白な事実である。

- ③被告は本件土地の平成7年6月27日枚方税務署差押を原因として差押登記を経由し、その24年後の今、本件公売処分をする合理的な理由の記載がない。

つまり、被告は本件土地の賃料支払請求権の差押を平成16年7月分から現在まで約15年間行い、原告が令和元年8月●日付公売通知書を受領後21日後の令和元年9月●日に入札を開始することは、理由の提示は訴提起の便宜をはかることであることから合理的な理由の提示が必要である。

令和●●年（○○）第●●号 執行停止の申立て事件

（本案 令和●●年（○○）第●●号 公売処分取消請求事件）

申立人 X

相手方 国（処分行政庁 大阪国税局長）

意見書

令和元年9月25日

大阪地方裁判所第7民事部 御中

相手方指定代理人  
大阪法務局訟務部（送達場所）  
大阪国税局徴収部国税訟務官室

相手方は、本意見書において、申立人の令和元年9月17日付け「本件公売処分の執行停止決定の申立書」による執行停止の申立て（以下「本件申立て」という。）に対する意見を述べる。

## 第1 申立ての趣旨に対する答弁

- 1 本件申立てを却下する
- 2 申立費用は申立人の負担とする

との決定を求める。

なお、仮に、本件申立てに基づく執行停止が認められた場合、執行停止の期間は本案に関する第一審判決の言渡しまでとすべきである。

## 第2 滞納処分の概要等

滞納処分とは、納税義務の任意の履行がない場合に、納税者の財産から租税債権の強制的実現を図る手続をいう。滞納処分のうち、本件に関連する一般的な手続の概要は、次のとおりである。

### 1 差押え

税務署長等の徴収職員（国税徴収法〔以下「徴収法」という。〕2条11号）は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納者（同条9号）が滞納税額を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない（同法47条1項1号）。

### 2 差押財産の換価

差し押さえた財産を金銭に換えることを換価といい、換価を行う際は、原則として公売に付さなければならない（徴収法94条1項）。

### 3 公売に係る手続の流れ

#### （1）公売公告及び滞納者への通知

税務署長は、差押財産を公売に付するときは、公売の日の少なくとも10日前までに公売の日時及び場所等の事項について公売公告を行い（徴収法95条）、当該事項等を滞納者に通知しなければならない（同法96条1項）。

#### （2）公売財産の見積価額の決定及び公告

税務署長は、公売財産の見積価額を決定し（徴収法98条）、不動産等については、これを公告しなければならない（同法99条1項）。

#### （3）入札等の実施

上記（1）の日時及び場所において、入札又はせり売りが行われ（徴収法101条、103条）、徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならない（同法104条1項）。

#### （4）売却決定

税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して7日を経過した日において、原則として、最高価申込者に対し売却決定を行う（徴収法113条1項）。

なお、次順位買受申込者を定めている場合において（次順位買受申込者の定義は、同法104条の2第1項参照）、同法113条2項各号に該当する処分又は行為があったときは、次順位買受申込者に対し売却決定を行う。

#### （5）買受人による買受代金の納付及びその効果

買受人（原則として最高価申込者。徴収法 1 1 3 条 2 項各号に該当する処分又は行為があったときは、次順位買受申込者）は、原則として、売却決定の日までに買受代金を納付しなければならず（同法 1 1 5 条 1 項）、その納付の時に換価財産を取得する（同法 1 1 6 条 1 項）。

### 第 3 前提となる事実経過等

#### 1 相続の開始

被相続人 G（以下「G」という。）は、平成 3 年 6 月●日死亡し、その相続が開始した。

申立人は、その相続により次の各不動産を取得し、平成 3 年 1 2 月 2 6 日、申立人単独名義への所有権移転登記を経由した（疎乙第 1 号証及び第 2 号証）。

##### (1) 土地（以下「本件土地」という。）

所在 枚方市  
地番 ●●  
地目 宅地  
地積 7 0 5 . 0 0 m<sup>2</sup>

##### (2) 建物（以下「本件建物」という。）

所在 枚方市  
家屋番号 ●●  
種類 共同住宅  
構造 鉄筋コンクリート造スレート葺 3 階建  
床面積 1 階 2 4 3 . 7 9 m<sup>2</sup>  
2 階 2 4 3 . 7 9 m<sup>2</sup>  
3 階 1 8 2 . 8 4 m<sup>2</sup>

#### 2 金融機関による競売の申立て

本件土地及び本件建物（以下、併せて「本件土地建物」という。）について昭和 6 2 年 4 月 3 0 日付け根抵当権を設定していた株式会社 H 銀行（旧商号・株式会社 I 銀行）は、本件土地建物について大阪地方裁判所に競売の申立てをし、平成 7 年 6 月 2 日競売開始決定がされ、同月 5 日その旨の登記がされた（疎乙第 1 号証及び第 2 号証）。

#### 3 枚方税務署長による本件土地建物の差押え

枚方税務署長は、申立人の滞納国税を徴収するため、平成 7 年 6 月 2 7 日、本件土地建物を差し押さえ（疎乙第 3 号証）、同月 2 8 日その旨の登記を経由した（疎乙第 1 号証及び第 2 号証）。

その後、大阪国税局長は、枚方税務署長から、国税通則法（以下「通則法」という。） 4 3 条 3 項に基づき、徴収の引継ぎを受けた。

#### 4 競売による本件建物の売却

上記 2 の競売事件において、本件建物は、平成 8 年 9 月 2 7 日売却され、同月 3 0 日買受人への所有権移転登記がされたが（疎乙第 2 号証）、本件土地については、売却されることなく平成 9 年 1 月 9 日競売申立ての取下げがされた。

申立人は、本件建物の買受人を被告として、本件土地の法定地上権の地代の確定を求める訴えを提起し、その訴訟において本件土地の地代の額が確定した。



限されることになる。

このように、換価手続の続行が法律上当然に制限されることからすると、執行停止の裁判を求める法律上の利益はないから、本件申立ては申立ての利益を欠いた不適法なものというべきである。

## 2 「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に該当しないこと

上記1で述べたとおり、本件審査請求がされたことにより換価手続の続行が法律上当然に制限されることからすると、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）25条2項にいう「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」にも該当しないことが明らかである。

この点をおくとしても、申立人は、「重大な損害」及び「緊急の必要」に該当する事情について何ら具体的に疎明していない。かえって、以下に述べるところからすれば、「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に該当しないことは明らかである。

すなわち、行訴法25条2項にいう「重大な損害」を生ずるか否かを判断するに当たっては、「損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする」（同条3項）と規定されているところ、租税訴訟におけるこれらの規定の解釈・適用については、「租税訴訟においては、その『損害の性質』として、申立人の被る損害は、単純な財産上の損害に帰せられる場合が多いと思われるが、一般的にいえば、生活の困窮や事業の倒産を来す場合、又は居住中の不動産の喪失等の非代替的な利益が害される場合であれば、重大な損害に当たると解され得る。そして、上記損害を避けるため執行停止決定をしなければならない緊急の必要性が存しなければならない。」と論じられているところである（泉徳治ほか・租税訴訟の審理について〔第3版〕264ページ）。

これを本件についてみると、本件土地の上に存する本件建物は、3階建ての共同住宅であるところ、平成6年8月15日大阪地方裁判所強制管理開始決定による強制管理を経て、競売により平成8年9月27日売却され、現在に至るまで第三者の所有に帰している（疎乙第2号証）。申立人は、本件土地の地代に係る債権を本件建物の所有者に対して有しているが、当該債権については、大阪国税局において、平成16年以後長年にわたり差押え及び取立てを続けてきたものである（疎乙第4号証ないし第6号証）。そうすると、申立人は、本件土地による収益なしに長年にわたり生計を維持してきたことになるのであり、本件土地の換価手続の続行によって生活の困窮を来すとは到底認められない。

なお、本件公売公告を基礎とする公売手続の対象不動産は本件土地であって本件建物ではないが、申立人の自宅は訴状記載の住所地であり、申立人は本件建物に居住するものではないことからすると、居住不動産の喪失等の非代替的利益が害される場合にも当たらない。

このように、本件土地に関する具体的事実関係に照らしても、「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に該当しないことが明らかである。

## 3 審査請求の裁決を経たおらず、本案が適法に係属しているとはいえないこと

通則法115条1項は、国税に関する法律に基づく処分の取消訴訟について原則として不服申立ての前置を要する旨を定めた上、その例外として、①審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても裁決がないとき（1号）、②更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき（2号）、③審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を

経ないことにつき正当な理由があるとき（3号）、のいずれかに該当するときは、審査請求の裁決を経る必要がない旨を定めている。

これを本件についてみると、本件審査請求がされたのは令和元年9月10日であり、いまだ3か月を経過していないから、上記①には該当しない。また、上記②に該当する事情もない。そして、上記③に該当しないことについては、上記2で述べたとおりである。

そうすると、通則法115条1項の規定により審査請求の裁決を経なければ処分の取消しの訴えを提起することができないところ、いまだ本件審査請求についての裁決がされていないことから、本案が適法に係属しているとはいえず、本案の適法な係属という執行停止の要件を欠いている。

#### 4 まとめ

以上によれば、行訴法25条4項の「本案について理由がないとみえるとき」に該当することについて論じるまでもなく、同条2項所定の執行停止の要件を欠くことが明らかであるから、本件申立ては速やかに却下されるべきである。

以上

#### 疎明資料（いずれも写し）

疎乙第1号証	全部事項証明書（土地）
疎乙第2号証	全部事項証明書（建物）
疎乙第3号証	差押調書（平成7年6月27日付け）
疎乙第4号証	差押調書（平成16年6月4日付け）
疎乙第5号証	差押調書（令和元年8月7日付け）
疎乙第6号証	差押調書（令和元年9月17日付け）
疎乙第7号証	公売通知決議書
疎乙第8号証の1	書留・特定記録郵便物等受領証
疎乙第8号証の2	郵便物等配達証明書
疎乙第9号証	審査請求書

#### 添付書類

疎乙案1号証から第9号証まで（枝番を含む。）の写し 各1通